

令和 8 年度 事 業 計 画

事業執行方針

公益社団法人大島町シルバー人材センターは、社会参加の意欲を持つ健康な高齢者に対し、地域社会との連携を図りながら、その希望や知識、経験に応じた就業および社会奉仕活動の機会を提供しています。

これにより、生活の充実と福祉の向上を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として事業を進めています。

当センターの受注契約金額に占める公共事業の割合は約 9 割と高く、事業運営の安定性は一定程度確保されているものの、センター事業運営に必要な財源については、行政並びに関係機関からの補助金への依存度が高い構造にあり、自主財源の確保が重要な経営課題となっています。

さらに、少子高齢化の進行や 65 歳までの雇用確保措置の影響により、新規入会者の減少が続くとともに、新規入会者および既存会員の高齢化が顕著になっており、会員数の減少がセンター運営に大きな影響を及ぼしています。これに伴い、就業会員の不足、会員の体力低下、就業過多および作業負荷の増大など、安全・適正就業の確保が重大な課題となっています。

従来から継続的に受注してきた事業についても、就業会員数や会員の年齢構成を踏まえ、安全・適正就業の観点から、受注の可否および業務量について慎重な判断が求められる状況です。

これらの課題を踏まえ、令和 8 年度においては、会員拡大に一層注力するとともに、新たな契約方法への移行を推進し、財政負担の軽減を図ることにより、安定的な事業運営と財政基盤の強化に取り組めます。

また、複数人による就業形態に限定せず、一人で作業を行う業務へのニーズにも対応可能な業務の開拓を推進します。

あわせて、会員の高齢化や価値観の変化への対応、会員の安全・適正就業の確保、作業負荷の適正化、事務の効率化および事務局体制の強化等、現状を踏まえた各種施策を総合的に実施し、将来の社会環境の変化にも柔軟に対応できるセンター運営体制の構築を目指します。

以上の方針に基づき、令和 8 年度事業実施計画を着実に執行してまいります。

事業実施計画

1. 就業開拓提供事業

民間企業、一般家庭、地方公共団体等、地域社会の就業ニーズを把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の受託により、会員に対する就業機会の提供に努めます。また、会員の希望や体力に応じ、一人で作業を行う業務へのニーズにも配慮した就業機会の確保に取り組みます。

① 会員の入会促進

- 既存会員による声掛け運動（会員紹介報奨制度の活用）や役職員による積極的な勧誘活動を実施。
- 広報活動として、会員の活躍の紹介を広報紙「シルバー大島」や会報誌「シルバー大島会報」、町広報誌での会員募集記事、会員募集チラシの折り込み等で行う。
- 「Smile To Smile」を活用した就業情報の提供により、会員の就業率向上・改善を図る。
- 町及び各種団体主催のイベントへの参加を通じ、センターのPRおよび会員募集パンフレットの配布を行う。
- ホームページへの会員募集情報の掲載を実施。

② 就業機会の拡大

- 既存の就業先の定期受注の確保並びに新たな職種の就業開拓に努める。
- 請負や委任による就業機会の拡大を図るため、地域社会の就業ニーズ等を把握するとともに、民間企業、一般家庭、地方公共団体に対する就業機会の開拓活動を行う。
- 会員の希望や体力に応じ、一人で作業を行う業務へのニーズにも配慮し、会員一人ひとりに適した就業機会の提供に努める。

2. 普及啓発事業

センター事業の理念に賛同し、健康で働く意欲のある高齢者の入会促進を積極的に推進するとともに、会員の拡大を図るため、広報紙等の発行やホームページの充実、各種イベントへの参加・開催を通じて、センターの事業内容や取り組みを広く住民及び会員に周知する。これにより、事業への理解を深め、地域社会への浸透と定着を図る。

加えて、センターの活動状況等をタイムリーに伝えるため、広報紙や会報誌、ホームページ及び各種情報提供サービスを活用し、積極的な情報発信を行う。

さらに、会員相互の交流促進と未加入の島民とのつながり創出を目的に、サークル活動を通じた普及啓発を推進し、センターの魅力発信と会員の増強、親しみやすいシルバー人材センターのイメージ形成を図る。

- ① 広報紙「シルバー大島」を年2回(各4,000部)発行し、島内全戸へ配布する。
- ② 会報誌「シルバー大島会報」を隔月で発行し、全会員へ配布する。
- ③ 「ホームページ」、及び「Smile To Smile」を活用し、シルバー事業に関する情報発信を行う。
- ④ 社会奉仕活動として、町及び各種団体が主催するイベント等に参加し、協力およびボランティア活動を実施する。
- ⑤ 文化活動として、会員が創作した作品による、手づくり作品展「創」を開催する。
- ⑥ 体育活動として、シルバーカップ・ゲートボール大会を開催する。
- ⑦ 会員相互の交流促進及び地域住民とのつながり強化を目的としたサークル活動を実施し、活動を通じた普及啓発及び会員増強を図る。

3. 研修・講習事業

会員が就業に必要な知識および技能を習得することにより、質の高いサービスの提供を目指すとともに、会員の安全意識の向上および役員等の資質向上を図り、センター事業の円滑な運営と発展に資するため、各種研修会および講習会の実施並びに関係機関が実施する研修等への積極的な参加を推進する。

- ① 独自の研修・講習の実施
 - 東京都シルバー人材センター連合（しごと財団）等の関係機関と連携し講習会等を計画的に実施する。
 - ・会員のニーズに沿った講習会の実施
 - 自主講習会を計画的に実施する。
 - ・安全運転講習会の実施
- ② 関係機関が実施する研修・講習への参加
 - 第2ブロック主催の各種研修会に参加する。
 - ・安全就業研修、会員研修 等
 - 東京都シルバー人材センター連合（しごと財団）が主催する研修に参加する。
 - ・理事研修、監事研修、安全リーダー研修 等

4. 調査研究事業

会員の適正な就業を推進するため、理事会、各委員会および事務局が相互に連携を図り、大島町並びに東京都シルバー人材センター連合（しごと財団）等の協力を得ながら、適正な組織運営および体制づくりを目指します。

このため、次の各委員会において、各種提案や要望等について検討を行い、調査研究を実施する。

（総務委員会）

- ・定款および諸規程の制定および改廃に関すること
- ・センターの組織運営に関すること
- ・センターの広報活動等に関すること

（事業委員会）

- ・会員の拡大に関すること
- ・会員の就業先開拓および相談窓口の運営に関すること
- ・会員の技術・技能に係る講習会等の企画および運営に関すること
- ・会員の就業に伴い生じる諸問題等の検討に関すること
- ・独自事業の開発および運営に関すること

（安全管理委員会）

- ・会員の安全、健康および事故防止に関すること
- ・会員の安全に係る講習会等の企画および運営に関すること
- ・傷害事故等の原因調査並びに再発防止に関すること

5. 相談事業

高齢者の就業機会の確保及び社会参加の促進を図るため、入会を希望する高齢者および会員に対する就労相談について、センター施設内において随時実施するとともに、各種イベント等への参加を通じて、センターの周知及び新規入会促進を図り、各委員会委員および役職員による相談業務を実施する。

これらの取組により、会員の円滑な就業および新規会員の円滑な入会を支援する。

- ① 既存会員及び新規入会希望者に対するの相談窓口機能の強化
- ② 地域イベント会場等における相談窓口の開設および相談体制の充実

6. 安全・適正就業推進事業

東京都の全てのシルバー人材センターが宣言する、『安全はすべてに優先する』を基本理念として、会員の安全就業をシルバー事業の最優先課題と位置づけ、常に『事故ゼロ』を目標に適正就業の推進を図る。

また、町の特健診の受診促進や日常の健康管理・体力づくりの指導・助言に努めるとともに、会員同士のトラブルや心の健康に関する相談にも対応し、会員の身体的・精神的安全の確保に努めます。

- ① 安全就業基準の遵守、安全心得10か条の周知徹底および安全運転の推進
- ② 就業現場における安全パトロールの実施および各種安全講習会などの開催
- ③ 作業に必要な機材・道具等の定期点検の実施
- ④ 「適正就業ガイドライン」に基づく請負業務の適正運営
- ⑤ ローテーション就業の徹底による就業の公平性の維持および未就労会員の就業促進
- ⑥ 職場環境の改善・整備（会員間の各種ハラスメント等の撲滅を含む）
- ⑦ 感染症等の蔓延に備え、行政機関と連携した迅速かつ的確な対応

これらの取り組みを通じて、会員が安心して就業できる環境を整備するとともに、地域社会における安全で適正な高齢者就業のモデルづくりを目指す。

7. 法人運営

公益社団法人として、組織的かつ機能的な事業運営を行うため、理事会・各委員会による内部管理および内部統制の強化を通じて、ガバナンスの充実に努めます。

具体的な取り組みは以下の通りである。

- ① 事務局体制の強化と人材育成
 - 職員のコンプライアンス徹底および研修・講習を通じた人材育成を推進し、事務局の運営力向上を図る。
 - PDCAを回し、本事業実施計画および各委員会計画の確実な達成を目指す。

【主要目標】

- 会員数の増強：220名（令和9年3月31日まで）
- 就業率の改善：70%
- 事故ゼロの達成
- 独自の研修・講習：年2回開催
- ② ガバナンス（内部統治）の強化
 - 健全な財政基盤の確立（自主財源の確保等）
 - 理事会および各委員会運営の充実
 - 内部監査体制の強化（適切な経理処理と運営全般に繋がる監査機能）
- ③ 公益法人制度への対応
 - 法令改正・制度変更に応じ、法人運営の適正化を図る。
- ④ 新たな契約方法への対応
 - 現行の契約形態では、消費税負担が恒常的に発生しており、法人運営に影響を及ぼしている。このため、請負契約や業務委託契約等について、包括根保証契約となる新たな契約方法への移行を推進し、財政負担の軽減及び安定的な法人運営の確保を図る。

これらの取組を通じて、組織全体の安定的・持続的な運営を確保し、会員の就業機会の最大化および地域社会への貢献を図る。